事業所の新型コロナウイルス感染予防、濃厚接触者が発生した際の 対応及び事業継続に関するガイドライン

一般社団法人 兵庫県トラック協会

<令和2年5月11日改正>

トラック運送事業をはじめとする物流業界は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する」業種とされており、事業継続にあたっては以下の予防策等の徹底を図ってください。

1 従業員の感染予防策の徹底

(1) 従業員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する

- ① 体温の測定と記録
- ② 発熱などの症状がある場合には、所属長への連絡及び自宅待機
- ③ 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用相談窓口「帰国者・接触者相談センター」への問い合わせ(下欄)
 - ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)が ある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
 - ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 (症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と 思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

(2) 事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する

- ① 対応可能な職場にあっては、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向けて、在宅勤務(テレワーク)、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
- ② 出勤時、トイレ使用後、事務室、車両、倉庫等への入場時には手洗い、手指の消毒。
- ③ マスクを着用し、人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保(2mを目安に)する。
- ④ 他人と共有する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする、又は、適宜消毒する。
- ⑤ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑥ 休憩スペースでは、常時換気に努め、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話をしないようにする。
- ⑦ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ⑧ トイレでは感染リスクが比較的高いと考えられるため、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示するとともに、ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備し、 共通のタオルは禁止する。
- ⑨ 通常の清掃に加えて、洗剤や漂白剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等不特定の人がよく触れるところの拭き取り清掃をする。

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 感染者発生の把握、報告及び周知

① 感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

- ① 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅待機させる。
- ② 保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じ PCR 検査(行政検査)の受検あるいは 感染者との最終接触から 14 日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。
- ③ 濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈した場合には、保健所に連絡して PCR 検査(行政検査)を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間(新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始するまでの間)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他、手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。)
- <「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版)」>

3 施設設備等の消毒

- (1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域(事務室、車両、倉庫等)の消毒 を行う
- (2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり等)を中心に、アルコール(消毒用エタノール(70%))又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭き取り等を行う

4 業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ① 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源(マスク、手袋、消毒液等)等を把握する。
- ② 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

参考)従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定する。

【第一段階】

(業務の内容) 原則通常どおりの業務

(人員体制) 早出・残業等で業務対応

【第二段階】

(業務の内容) 重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止

小規模事業所の場合にあっては業務全体の休止も含め判断

(人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

(2) 輸送の安定供給の確保

① 小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業者や所属する組合等に相談し、顧客への輸送力の供給の確保に努めてください。

【帰国者・接触者相談センター】

〇神戸市、中核市

- 神戸市保健所 電話 078-322-6829 (専用ダイヤル) (土日祝日含む 24 時間)
- 姫路市保健所 電話 079-289-0055 (専用ダイヤル) (平日8時35分~19時、土日祝8時35分~17時20分)
- 尼崎市保健所 電話 O6-4869-3015 (専用ダイヤル) (平日9時~19時、土日祝日9時~17時)
- 西宮市保健所 電話 0798-26-2240 (専用ダイヤル) (8時45分~19時 平日・土日祝)
- あかし保健所 電話 078-918-5439 (専用ダイヤル) (平日8時55分~17時40分)

〇兵庫県

設置場所	受付時間	電話番号
芦屋健康福祉事務所	平日9時~17時30分 ※休日及び夜間 (17時30分~翌9時) 兵庫県のコールセンター TEL:078-362-9980 FAX:078-362-9874	0797-32-0707
宝塚健康福祉事務所		0797-62-7304
伊丹健康福祉事務所		072-785-9437
加古川健康福祉事務所		079-422-0002
加東健康福祉事務所		0795-42-9436
中播磨健康福祉事務所		0790-22-1234
龍野健康福祉事務所		0791-63-5140
赤穂健康福祉事務所		0791-43-2321
豊岡健康福祉事務所		0796-26-3660
朝来健康福祉事務所		079-672-0555
丹波健康福祉事務所		0795-73-3765
洲本健康福祉事務所		0799-26-2062